

令和8年4月20日

株式会社アールズ環境ソリューションズ
代表取締役 田邊 美雪 殿

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に伴う土壌汚染

撤去工事に係る質問書

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣・周辺住民 まとめ役 ○○ ○○

前略

さて、近隣住民らは、貴殿からの「土壌汚染撤去工事施工計画書」を令和8年4月18日に受領しました。近隣住民らは、令和8年3月30日に中高層建築物等の条例に基づく「○○」を横浜市において行ったところであるが、その席で除染工事に係る説明会の開催を要請したところ、建築主 FJ ネクストは「今までの経過からして、説明会は開催しない。」との理解不能な回答に終始し、説明会の開催から逃避しました。

無論、解体工事業者である成美興業と同様に、建築主 FJ ネクストがどのように考えようとも(指示をしようとも)、貴社が除染工事を行うに当たり、近隣及び周辺住民の協力なしには工事は施工できないことから、専門的・技術的内容である除染工事に係る説明会を独自に開催することは、至極当然のことであります(貴社が説明会開催の判断をした際は、住民側で会場手配を行うので、至急連絡されたい)。

しかしながら、貴殿は FJ ネクストの指示に従い、説明会の開催は行わないと思料するので、近隣住民総意で下記の質問を行います。素人である住民でも十分な理解が得られるように、書面において懇切丁寧に回答(説明)することを要請します(**回答期限は5月1日まで**)。また、回答内容が住民にとって理解困難な場合は、再度の質問を行うことを付言します。

なお、本件土壌汚染の一次調査に関しては、住民指摘により、その報告書に捏造(やらせ)写真が混入していたことが、上記記載の○○の場で明らかになり、第一次土壌汚染調査結果の信憑性は極めて疑わしいものです。そのような状況の中、本件工事を請負い、除染工事及び除染エリア近傍の池・擁壁の解体工事等を行う計画となっているが、使用者として細心の注意を払い、住民及び作業員への被害を未然に防止することを喚起します。

記

- 1 今回、土壌汚染の深度に関する絞り込み調査を行うとしているが、試料採取後のトリクロロエチレン等の分析を行う計量測定機関の名称及び測定士の氏名・登録番号を明らかにされたい。
- 2 上記絞り込み調査を行った際は、計量証明付きの結果を開示するとともに、それに基づく除染工事の範囲が変更になる場合は、改めて対策土量集計表を明示すること。また、それに伴い工期が短縮となった場合も、工程表の内容を変更し明らかにすること。
- 3 トリクロロエチレンの毒性と、近隣住民が除染工事中に注意すべきことについて、具体的に明示すること(例えば、洗濯物は干せるのか、窓は開けて良いのか等)。
- 4 本件工事現場の3方向は洋光台第一小学校の通学路である。重機の使用は朝9時からと記載されており、朝の通学路対策は不要と考えるが、午後の帰宅時の通学路対策(汚染土壌の飛散及び大型車両の運行リスク)に関しどのように考えているのか、第一小学校と事前協議し、その結果について報告すること。
- 5 周辺への汚染土壌の飛散防止対策として、除染工事を行うエリアの周辺に仮囲いを設置するとの記載がある。また、工程表には仮囲いの「盛替え」との記載があるが、現状の外側のシート養生単管足場を残し、内側に枠組み足場への盛替えを行う趣旨なのか、その具体的内容を、図面等を引用し明らかにされたい。
- 6 洋光台は強風が吹く地域である。上記の仮囲いを設置したとしても、強風時には掘削及びフレキシブルコンテナバッグ詰込み時に汚染土壌が飛散するおそれがある。掘削及び袋詰め時の風速に関する作業制限基準を明らかにし、同時に住民が見やすい場所への風速計の設置の有無につき回答されたい。
- 7 フレキシブルコンテナバッグに汚染土壌を小分けに入れてダンプに積み込むとしているが、雨天時の作業においては、搬出ダンプが雨水とともにトリクロロエチレンを搬出経路周辺の道路へまき散らすおそれがある。雨天時に作業を行うか否かの判断基準及び、周辺道路へのトリクロロエチレンを含有した雨水等の飛散・流出防止の具体的対策を明らかにされたい。

- 8 資材及び汚染土壌等の具体的な搬出入ルートを明らかにされたい。なお、現状施工されている解体工事及び新築工事の際の搬出入予定ルートと異なるのであれば、改めて、搬出入道路に接道する住宅等の家屋調査の実施が必要となることから、まずは家屋調査の手配を行い、その上で除染工事に着手されたい。
- 9 土壌運搬用の8トンダンプで、汚染土壌の搬出に要する総台数は何台程度になるのか明らかにされたい(絞り込み調査の結果に応じたもの)。
- 10 汚染土壌を搬出した後の埋め戻し土の数量と、8トンダンプで搬入に要する総台数を明らかにされたい(絞り込み調査の結果に応じたもの)。
- 11 トリクロロエチレンについて、その物性上、散水は厳禁と文献に記載されている。散水に当たり、その点に関する専門工事業者としての見解を明らかにされたい。
- 12 トリクロロエチレンの自動計測装置及び住民が見やすい場所に当該濃度の表示盤の設置をすることを検討し、その結論を明らかにされたい。
- 13 住民からの至急の連絡に備えて、当該除染工事に係る現場監督の氏名及び携帯電話の番号を明らかにされたい。

以上

【注1】回答書は、今回「土壌汚染撤去工事施工計画書」を送付した各家庭それぞれに送付されたい。

【注2】本書簡は、個人情報保護した上で、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。貴殿からの回答書についても、同様に掲載することを申し添える。